

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年6月7日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【5/6号機化学分析室換気空調系フィルタユニット内のプレフィルタの外れについて】 協力企業作業員が、5/6号機化学分析室換気空調系1系の排気フィルタユニット内のHEPAフィルタ(※1)交換作業を行うため当該点検扉を開放したところ、HEPAフィルタの前段に設置されているプレフィルタ(※2)が外れていることを確認。 当該フィルタが外れていた要因は、現在確認中。 なお、後段のHEPAフィルタは正常に設置されており、排気先の排気筒での放射能濃度測定にて有意な指示変動はなく、環境への影響がないことは確認済み。 今後、現場状況確認等で要因調査および対策の検討を行う。</p> <p>※1 HEPAフィルタ：メッシュの細かいガラス繊維製で、高い粒子捕集率を持つエアフィルタ ※2 プレフィルタ：最も大きなゴミ等を取り除くために設置され、後段フィルタの長期性能維持に寄与するフィルタ</p>	GⅢ	6月2日
2	<p>【増設雑固体廃棄物焼却設備ばい煙測定が予定通り実施できなかった件について】 増設雑固体廃棄物焼却設備は、運転時に想定していたより多く焼却用の軽油を消費することがわかり、軽油が足りなくなったことから、5月25日に廃棄物の焼却を一時的に中断したため予定していたばい煙測定を中止した。 ばい煙測定は、大気汚染防止法施行規則に基づき、2ヶ月を超えない作業期間(運転)ごとに1回以上の測定が必要であり、今回は、3月および5月に作業(運転)を実施していることから、3月または5月のいずれかの月にばい煙測定を実施する必要があった。 その後、測定を行う協力企業と5月中のばい煙測定の日程を再調整したが、既に他社のばい煙測定が計画されており、最速で6月14日にならないとばい煙測定が実施できないことが判明。 そのため、5月25日に相双地方振興局へ、定められた期日までにばい煙測定を実施できないことを事前相談したところ、「自主測定の実施および結果報告」「原因究明および再発防止対策」の提出を求められた。 今後、6月14日にばい煙測定を実施し、原因究明および再発防止対策を検討する。</p>	GⅢ	6月1日